羽曳野市告示第79号

羽曳野市介護保険料等収納事務委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により、羽曳野市介護保険料及びそれに付帯する徴収金の収納事務を下記の指定公金事務取扱者に委託したので、同法第243条の２第２項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の２の14第２項の規定並びに羽曳野市財務規則（平成５年規則第24号）第40条第２項の規定により告示する。

令和８年４月１日

羽曳野市長　山入端　創

１．　指定公金事務取扱者の住所、名称
　埼玉県さいたま市中央区新都心11－２
　さいたま新都心LAタワー30F
　株式会社クリーン工房
　代表取締役　川鍋　知恵子

２．　指定公金事務取扱者の指定日
　令和６年３月28日

３．　公金事務を委託した日
　令和８年４月１日

４．　委託した公金事務の内容
　羽曳野市介護保険料及びそれに付帯する徴収金の収納

５．　委託した期間
　令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

６．　収納の方法
　羽曳野市が指定する方法

令和8年6月1日　廃・返